

市 川 市
男 女 共 同 参 画 基 本 計 画
(改定版)

市 川 市



はじめに

近年の急速な少子・高齢化や情報化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などにより社会経済情勢は大きく変化しています。このような中で、市民の皆様が安心して生活でき、豊かで活力ある社会を創造し未来へ引き継いでいくためには、男女が様々な分野で適切に役割分担しつつ、責任も分かち合いながら対等な立場でその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

本市は、1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、2002（平成14）年に「市川市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進してまいりました。

この度、2007（平成19）年3月に「市川市男女平等基本条例」を廃止し、同年4月より「市川市男女共同参画社会基本条例」を施行したことから、新しい条例との整合を図るため市川市男女共同参画基本計画を見直しました。

この基本計画（改定版）は、主に女性への様々な分野での支援に重点を置いていた以前の計画に比べて、男女が互いに人権を尊重しつつ各々の個性と能力を発揮しながら、共に男女共同参画社会の実現を目指す内容となっております。

今後は、この基本計画（改定版）に基づき市民・事業者の皆様と協働して計画を推進して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しにあたりご尽力をいただきました市川市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントで多数の貴重なご意見をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

2008（平成20）年 8月

市川市長 千葉 光行

個別課題 4	高齢者への福祉の充実・自立支援	22
個別課題 5	自立を支援する総合相談事業の推進	25
主要課題 5	生涯を通じた健康支援	
個別課題 1	生涯を通じた健康の管理・保持増進	27
個別課題 2	生涯を通じた心身の健康づくり支援	27
個別課題 3	心身の健康づくり体制の充実	28
主要課題 6	人権を侵害する暴力の根絶	
個別課題 1	暴力を許さない社会の基盤づくり	30
個別課題 2	被害者への相談・支援および加害者への 教育・研修、更生支援	31
主要課題 7	男女共同参画社会の形成を目指す 国際的協調の推進	
個別課題 1	国際的な協調と相互協力の推進	33
個別課題 2	在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	34
主要課題 8	男女共同参画を推進する体制の整備	
個別課題 1	推進体制の充実	35
個別課題 2	計画の進行管理の充実	36

資料

○ 「市川市男女共同参画基本計画」の見直しに関する諮問に係る 基本的な考え方について（答申）	38
○ 男女共同参画に関する国内外の動き	42
○ 男女共同参画社会基本法	45
○ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	52
○ 市川市男女共同参画社会基本条例	61

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

21世紀の男女共同参画社会とは、男女が性別により差別されることなく、互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける社会を実現していくことでもあります。

1999（平成 11）年に制定された男女共同参画社会基本法の前文では、「男女平等の実現に向けた様々な取組が、（中略）着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」ところです。

現在、少子・高齢化の急激な進展、社会の成熟化、国際化、高度情報化、家族形態の多様化、地域社会の変化などによって、男女のライフスタイル*や勤務形態、就業形態の多様化が進んでいます。

このように社会構造が劇的に変化していく中で、男女が互いに人権を尊重し、各々の個性と能力を発揮し、生き生きと生活していくためには、女性の様々な分野への一層の参画や、男性においても職場や仕事だけでなく、家庭や地域社会への積極的な参画とそうしたことに対応できる社会システムづくりが緊要な課題です。

こうした課題を解決することを目的として、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定するものです。

2. 計画策定の背景

（1）国際連合の取組

- ・ 女性差別をなくす世界的な取組の中で、1975（昭和 50）年に「国際婦人年」が提唱され、「世界行動計画」が採択されました。1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定められました。
- ・ 1979（昭和 54）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会で採択、1995（平成 7）年には北京でアジア初の女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動要領」が採択されました。
- ・ 2000（平成 12）年、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、これまでの実施状況の評価・検討が行われるとともに、「政治宣言」、「成果文書」が採択されました。

用語解説

ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方までを含む広い意味での生き方。

(2) 国の取組

- ・ わが国においても 1975 (昭和 50) 年に総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977 (昭和 52 年) には「国内行動計画」を策定しました。1985 (昭和 60) 年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (「男女雇用機会均等法」) の成立や「女子差別撤廃条約」が批准されました。1987 (昭和 62) 年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996 (平成 8) 年には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画—男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- ・ 1999 (平成 11) 年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000 (平成 12) 年、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2001 (平成 13) 年には内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、国の主要施策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置されました。
- ・ 2005 (平成 17) 年、2006 (平成 18) 年度からの 5 年間の基本方針と施策をまとめた「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が閣議決定されました。その中で 2020 (平成 32) 年末までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30% 程度にするなどの数値目標の設定がされた他、ジェンダー*・フリーという用語を使用して、性差を否定したり、また、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すことは、国民の求める男女共同参画社会とは異なることが明記されました。

(3) 千葉県の取組

- ・ 千葉県においては、1996 (平成 8) 年に男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」(1996 (平成 8) 年度～2000 (平成 12) 年度) が、2001 (平成 13) 年には、「千葉県男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・ 2006 (平成 18) 年、今後 20 年間の千葉県の男女共同参画施策の新たな取り組みを示す「千葉県男女共同参画計画 (第 2 次)」が策定されるとともに、県庁内推進組織である「男女共同参画課」を中心に女性の相談やカウンセリング、緊急避難の受け入れや男女の総合相談等に取組んでいます。

用語解説

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー(社会的性別)という。

(4) 市川市の取組

- ・ 市川市では、1982（昭和 57）年に国連、国、千葉県の動きを受けて総務部に「婦人担当室」を設置、1988（昭和 63）年、「男女平等社会への市川市行動計画」を策定、1991（平成 3）年、男女平等の活動拠点となる「女性センター」を開設しました。
- ・ 1995（平成 7）年、社会情勢の変化に伴い、前計画に女性問題は同時に男性の問題でもあるという視点を取り入れた「男女共同参画型社会への市川市行動計画」が策定されました。その後、2002（平成 14）年には、「市川市男女共同参画基本計画」が策定されるとともに「市川市男女平等基本条例」が制定されました。
- ・ 2006（平成 18）年、2005（平成 17）年の国の男女共同参画基本計画改定を踏まえ、「市川市男女平等基本条例」の一部に社会的性別（ジェンダー）の中で男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられる性別までを否定しているとも受けとれる条文があることなどから、同条例を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」が制定されました。

3. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であるとともに、「市川市男女共同参画社会基本条例」に基づく基本計画として、市川市の男女共同参画社会の形成のための基本方針を示す計画になります。また、この計画に基づく具体的な事業計画として、実施計画を別に策定します。
- (2) この計画は、女性と男性を取り巻く社会環境の変化に対応し、本市の男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的・体系的かつ計画的に推進するための計画とします。
- (3) 2001（平成 13）年度からスタートした「市川市総合計画－I & I プラン 2 1」の根幹をなす市の長期ビジョン「市川市基本構想」との整合性を図りながら、施策を推進するものです。
- (4) 国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び千葉県の「千葉県男女共同参画計画（第 2 次）」との整合性を図った計画とします。

4. 計画の期間

市川市基本構想の目標年度（2025年、平成37年）とも連動した計画期間とします。

計画期間 ー 2008（平成20）年度から2025（平成37）年度までの18年間とします。
（ただし、近年における急速な少子高齢化・国際化・高度情報化等、男女を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行い、内容の改善を図っていきます。）

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本基本計画は、市川市男女共同参画社会基本条例に明記されている次の4つの基本理念により、男女共同参画社会の実現を目指します。

（1）男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

男女がその性別により、差別されることなく、それぞれの人権が尊重される社会を構築します。

（2）男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会

男女が男らしさ、女らしさを否定して人間を中性化することを目指すのではなく、生物学的な性差、社会的性別の中の男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられる性別、そうした男女の特性を認め合い、それぞれの尊厳を重んじる社会を構築します。

（3）男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会

男女が家庭、地域社会、様々な教育の場等において、対等な立場で協力し、種々の活動に参画し、責任を分かち合う社会を構築します。

(4) あらゆる暴力が根絶された社会

男性から女性へ、女性から男性へのあらゆる暴力を根絶し、男女が共に助けあって生活する社会を構築します。

第 3 章 計画の内容

1. 計画の主要課題

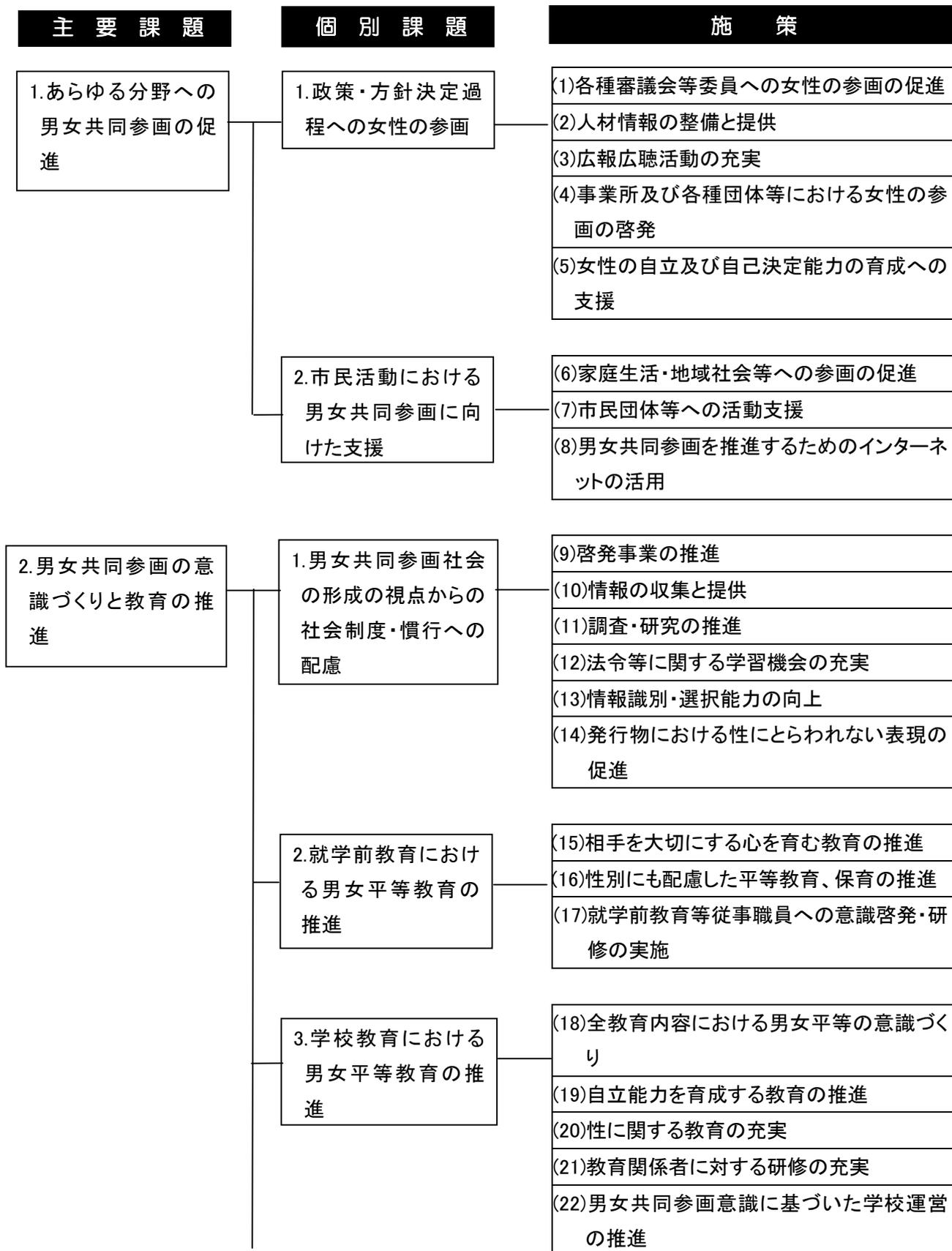
この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、次のことを主要課題として取り上げました。

1. あらゆる分野への男女共同参画の促進
2. 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
3. ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
4. 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
5. 生涯を通じた健康支援
6. 人権を侵害する暴力の根絶
7. 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
8. 男女共同参画を推進する体制の整備

2. 課題別体系

主要課題の解決に向けて、それぞれ個別課題を定め施策の方向を明らかにしました。

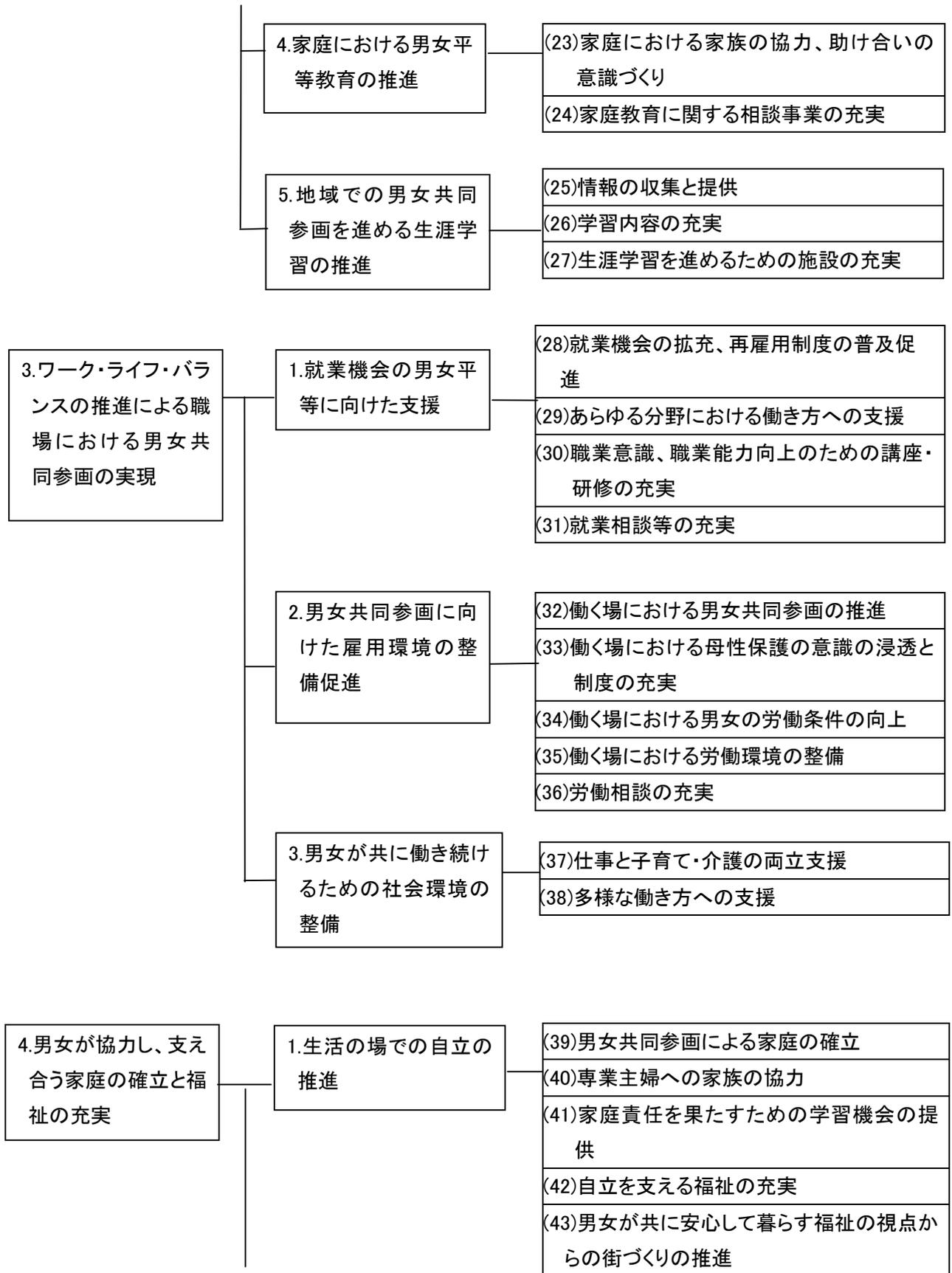
計画の体系図



主要課題

個別課題

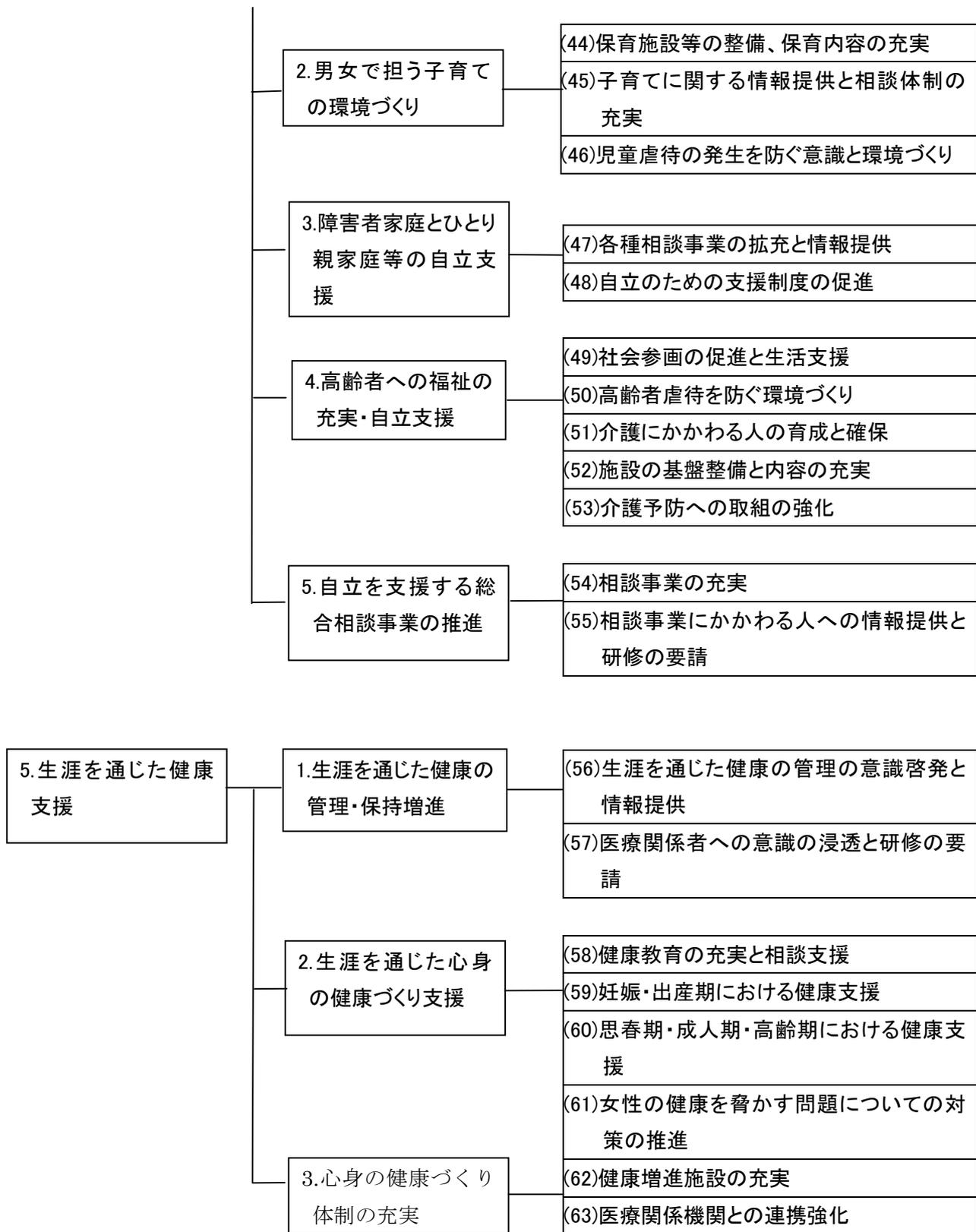
施策

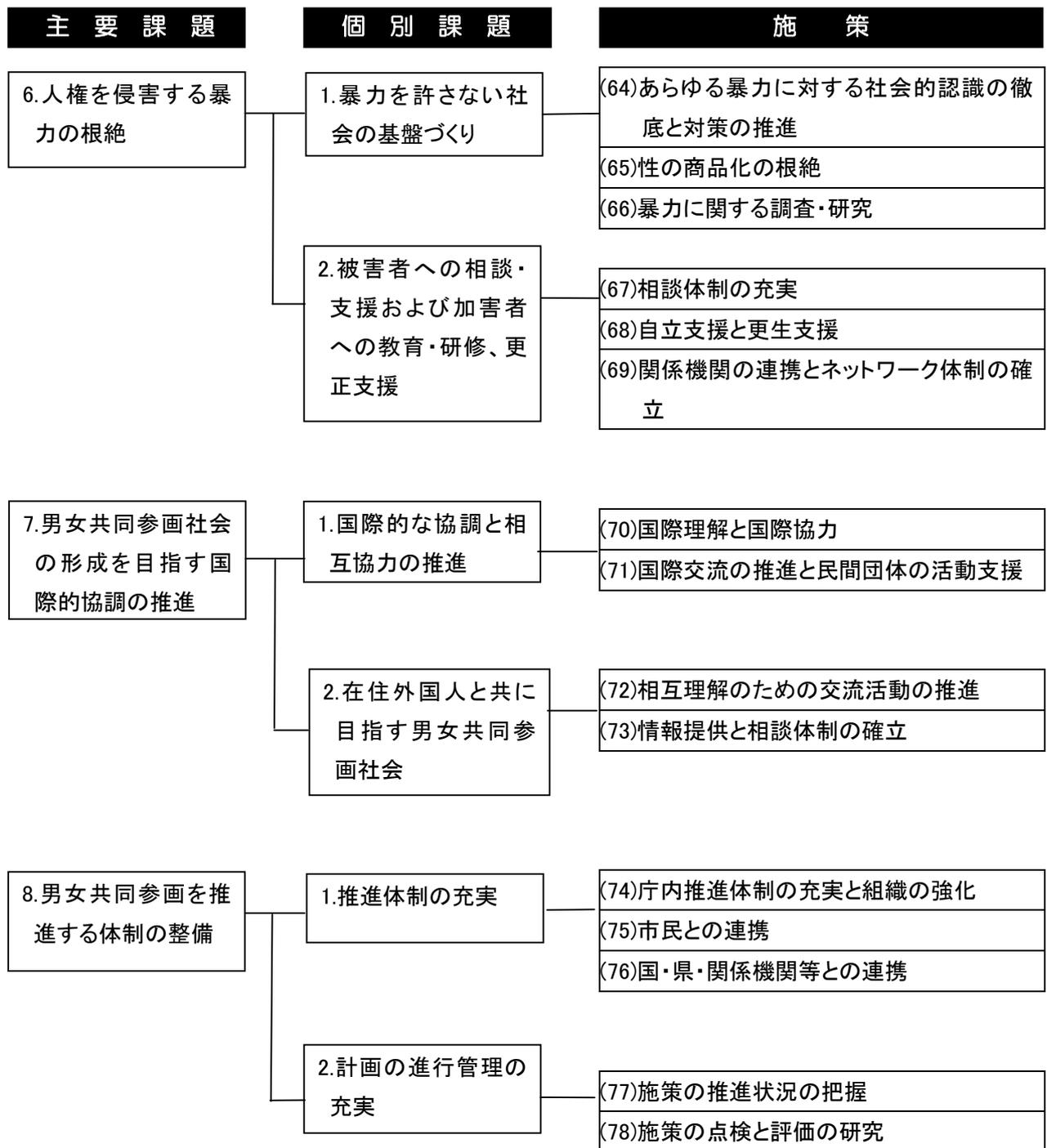


主要課題

個別課題

施策





3. 課題の基本的方向と具体的施策

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が対等の立場で協力しあい、様々な分野の活動に参画し、個性と能力を発揮していくことが不可欠です。

国連開発計画が2007（平成19）年に発表した「人間開発報告書」では、日本は男女とも人間開発の達成度では高い位置にあります。女性が政治経済活動に参加し、意思決定に参加する機会が不十分であることが示されています。

このため、女性が社会の様々な分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になり力を発揮し行動していくとともに、性別による差別のない社会をつくっていかなくてはなりません。

個別課題1

政策・方針決定過程への女性の参画

市川市の審議会等への女性委員登用は、2008（平成20）年4月現在、38.0%であり、徐々に、その比率を高めています。市役所女性管理職の比率は、課長級6%、次長級8%、部長級4%と女性職員の割合が全体の約40%であることに比して、まだまだ低い状況にあります。

さらに政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む必要があります。

施策（1）

各種審議会等委員への女性の参画の促進

「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」にも定めたとおり、2008（平成20）年度末までの各種審議会の女性委員の割合を目標値40%とし、計画最終年《2025（平成37）》年度には、男女ほぼ同数を目指し、登用促進に努めます。

施策（2）

人材情報の整備と提供

各種審議会の委員の推薦や市及び市民主催の講座の講師の情報として供することができるよう資格や職業、登録希望分野等を記した名簿の整備と活用の促進を図るとともに、女性が積極的に審議会等の公募委員に応募することができるよう努めます。

表1

人間開発に関する指数の国際ランキング

HDI順位	国名	GDI順位	国名	GEM順位	国名
1	アイスランド	1	アイスランド	1	ノルウェー
2	ノルウェー	2	オーストラリア	2	スウェーデン
3	オーストラリア	3	ノルウェー	3	フィンランド
4	カナダ	4	カナダ	4	デンマーク
5	アイスランド	5	スウェーデン	5	アイスランド
6	スウェーデン	～ 中 略 ～	～ 中 略 ～	～ 中 略 ～	
7	スイス	11	デンマーク	52	ベトナム
8	日本	12	スペイン	53	ドミニカ共和国
9	オランダ	13	日本	54	日本
10	フランス	14	ベルギー	55	モルドバ共和国
	(177カ国測定)		(157カ国測定)		(93カ国測定)

国連開発計画「人間開発報告書 2007/2008」

■ HDI (Human Development Index) 人間開発指数

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿をまっとうできる健康的な生活」「知識」「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数です。平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出されます。

■ GDI (Gender-Related Development Index) ジェンダー開発指数

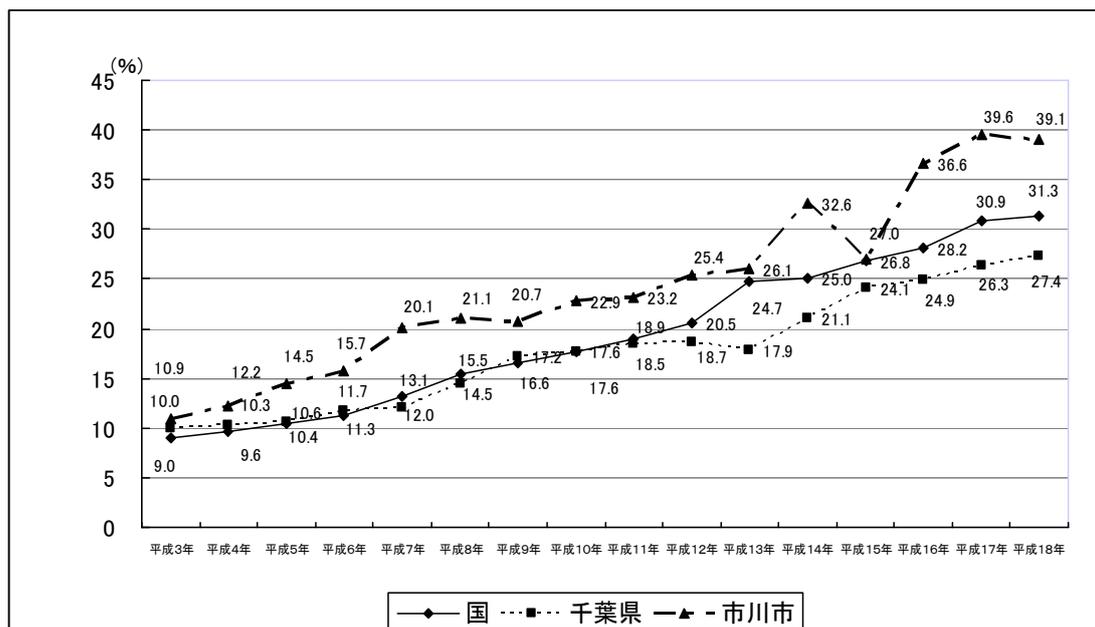
HDIと同じく基本的能力を測定するものですが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したものです。HDIと同様に平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差を考慮して算出され、ジェンダーの不平等を調整したHDIと言えます。

■ GEM (Gender Empowerment Measure) ジェンダー・エンパワーメント指数

女性が、政治・経済分野の意思決定の場で活動できているか、経済的自立ができているかどうかを測るもの。具体的には女性の所得、専門・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出されます。

表2

国・千葉県・市川市の審議会等における女性委員の割合の推移



平成18年度千葉県男女共同参画白書、市川市男女共同参画課

施策（３）

広報広聴活動の充実

市民や事業者が男女共同参画への理解を深めるよう「市川市男女共同参画社会基本条例」の内容等について多様なメディアを通して周知していきます。

施策（４）

事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発

事業所や各種団体においても男女が対等な立場で協力し、構成員としての役割を担っていくため、啓発に努めます。

施策（５）

女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

女性が男性と対等の立場で協力し、補完し合って自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していけるよう啓発していくとともに、男女共同参画センターにおいて各種講座を実施します。

個別課題２

市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。しかし、現実には性別により男女の役割が決められてしまう場合も多く、男女や個人の特性を生かした適切な役割分担がなされる社会を目指す必要があります。

施策（６）

家庭生活・地域社会等への参画の促進

家庭生活における家事、子育て、介護等において男女の適切な役割分担の下での協力体制づくりを進めます。また、地域社会などにおけるボランティア活動、市民サークル活動、自治会などの様々な活動において男女が積極的に参画できるよう支援していきます。

施策（７）

市民団体等への活動支援

男女共同参画社会を実現するために活動を行っている市民団体等を支援します。

施策（８）

男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

市民が手軽に情報を得ることができるようインターネットに必要な情報を提供する等インターネットを活用して男女共同参画を進めます。

主要課題２ 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

学校教育、幼児教育は、夢と希望をもつ個性豊かな将来のわが国の担い手を形成していく必要があることから、男女の特性を尊重し性別に配慮した中で、多様な生き方を選択できる教育を目指していくことが大切です。また、それと同時に子どもたちがそれぞれの人権を大切にする、いじめなどのない環境づくりにも配慮していかなければなりません。

家庭教育、地域における教育では、家庭や地域が学校と共に人としての基本的成長を遂げていく上での重要な場であることから、子どもたちが家族の大切さを理解するとともに、子どもたちの個性と能力を最大限に発揮できるよう更なる教育の充実を図ることが必要です。

個別課題１

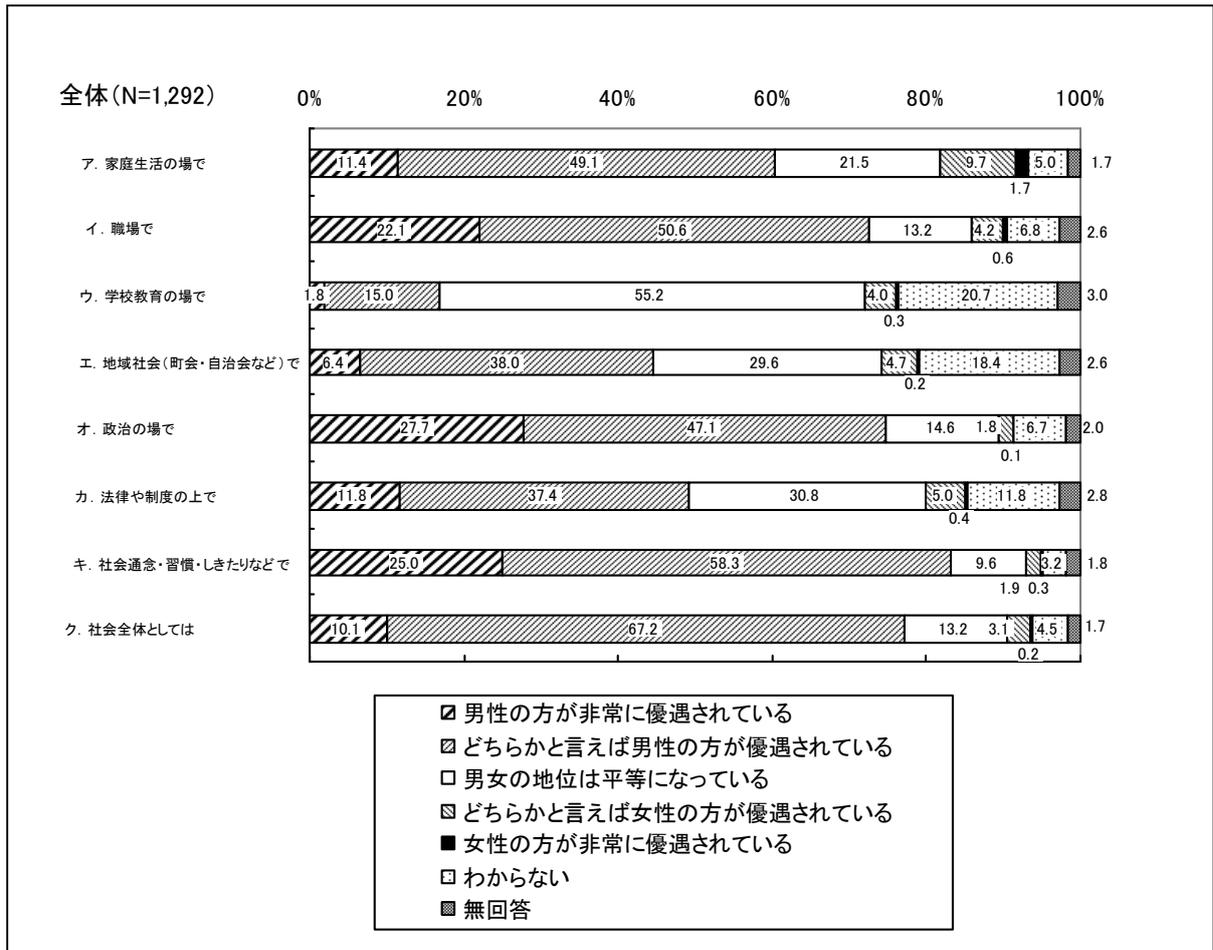
男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が、男だから、女だからという性別意識等を反映して、中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成の阻害要因となるおそれがあります。

このため、社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されなければなりません。

表3

男女平等についての意識



市川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 17 年度)

施策 (9)

啓発事業の推進

社会制度や慣行を男女共同参画社会の形成の視点から見つめ、できる限り中立的なものとなるよう啓発活動を推進します。

施策 (10)

情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成のため、国内外及び市川市の情報を収集し、提供します。

施策 (11)

調査・研究の推進

社会制度や慣行について調査・研究するとともに、市民意識の実態や変化についても調査・研究します。

施策（12）

法令等に関する学習機会の充実

人権尊重と男女共同参画社会の形成についての学習機会の充実を図ります。

施策（13）

情報識別・選択能力の向上

様々なメディアによる男女の役割を特定してしまう表現や多様な生き方を阻害する表現、性表現を強調した性の商品化、女性への暴力を扱った情報等に対し、人権に配慮した敏感な視点をもつよう努めていきます。

施策（14）

発行物における性にとらわれない表現の促進

市からの発行物においても、人権への配慮が欠けたものにならないよう努めていきます。

個別課題2

就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、素直に伸び伸びとした生命を育む大切な時期です。またそれとともに、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人一人の個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

施策（15）

相手を大切にすることを育む教育の推進

人としての規範を身につけ、他者への差別、男女の性別による差別のない、思いやりのある子を育てます。

施策（16）

性別にも配慮した平等教育、保育の推進

男女の性別にも配慮しつつ、個性と能力が発揮される教育、保育を推進します。

施策（17）

就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の実施

就学前教育従事職員に対して意識啓発・研修を実施していきます。

個別課題3

学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

また男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人一人の個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

施策（18）

全教育内容における男女平等の意識づくり

全ての教科、教育活動の中で、男女の特性を認めつつ男女平等教育の考えを取り入れるような教育を推進します。

施策（19）

自立能力を育成する教育の推進

児童・生徒の思いやりを育み、自ら学び、考え、行動していく自立の意識の養成の視点に立った学習指導、進路指導の充実に努めます。

施策（20）

性に関する教育の充実

若年層の人工妊娠中絶やエイズ蔓延の防止を図っていく必要から、男女が発達段階に応じた正確な知識を持てるよう学習指導要領にのっとり、適切な性教育を実施していきます。

施策（21）

教育関係者に対する研修の充実

教育関係者に対して男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図るため、研修機会の充実を図っていきます。

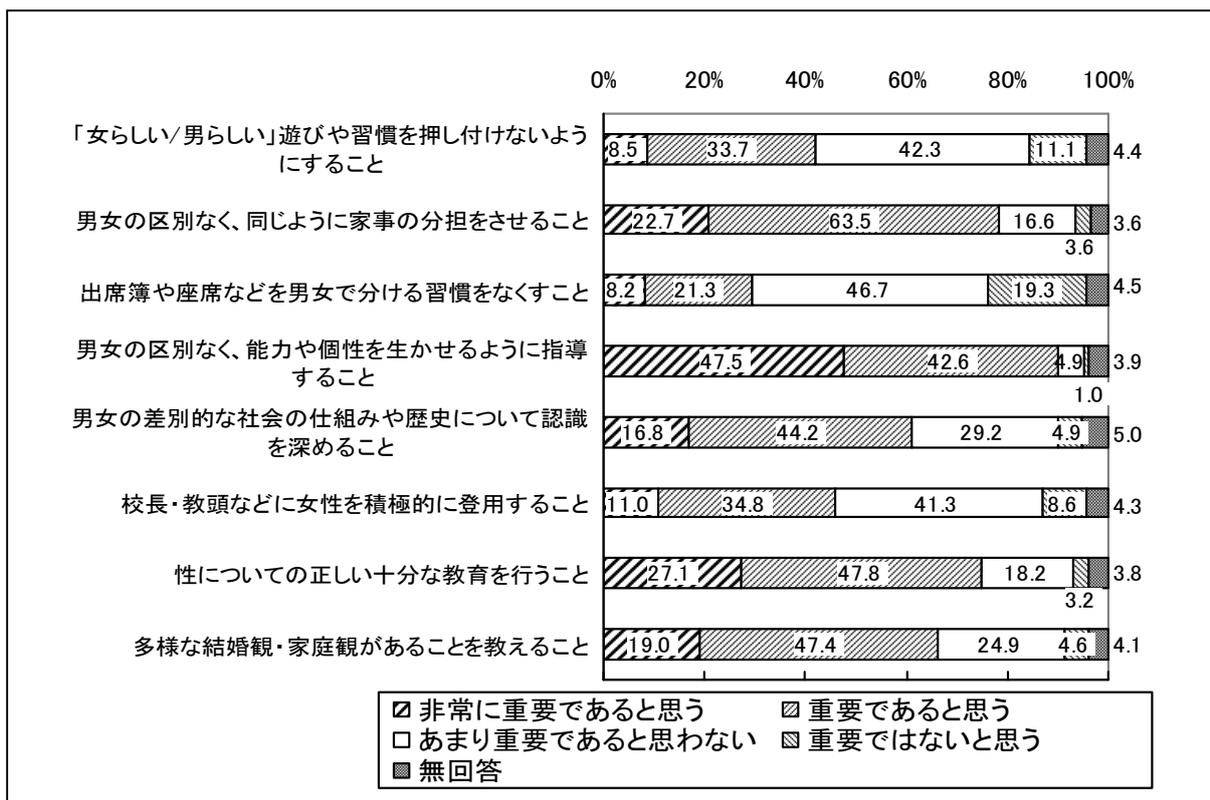
施策（22）

男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

教員の職務の割り振り等、小・中学校の学級運営、学校運営が、男女共同参画意識に基づいてなされるよう努めます。

表4

男女平等な社会をつくるための教育



市川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成17年度)

個別課題 4

家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人一人が協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人一人の個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

施策（23）

家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

社会構成の原点であり、最小かつ最も結びつきの強い社会といえる家庭を家族一人一人がしっかりと目を向け合って、協力し合い、それぞれの能力と適性を認め合いながら適切な役割分担により補完しあって築いていきます。

施策（24）

家庭教育に関する相談事業の充実

生活習慣やコミュニケーション、家庭における躰等、子育ての中で生じる種々の悩みを解決するための相談窓口を充実します。

個別課題 5

地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に影響を及ぼす存在になり、力を発揮し、行動していけるよう、学習機会の充実、社会参加の促進を目指す必要があります。

施策（25）

情報の収集と提供

男女が地域社会に参画する場合において、個性と能力を最大限に発揮できるよう情報の収集と提供に努めます。

施策（26）

学習内容の充実

女性が社会の様々な分野で力を発揮、行動していくことに関する学習や男性のための生活能力向上のための講座の充実を図ります。

施策（27）

生涯学習を進めるための施設の充実

男女共同参画センターや公民館など生涯学習を推進する施設の充実を図ります。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

働くことにより、生活の経済基盤を形成することは、男女を問わずすべての人に保障されなければならないものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりは、経済社会の活力の源になります。

更に、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができるために職業生活と家庭・地域生活が両立できるようワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を推進していくことが重要です。

また、女性が、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう「男女雇用機会均等法」の基本理念に沿って雇用の実現が図られなければなりません。

また雇用分野における女性の進出が高まり、働き方が多様化していく中で、適正な待遇、労働条件が確保されることが必要です。

個別課題1

就業機会の男女平等に向けた支援

男女が助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、就労環境の整備に向け「男女雇用機会均等法」等関係法令の事業所等に対する周知に努めます。

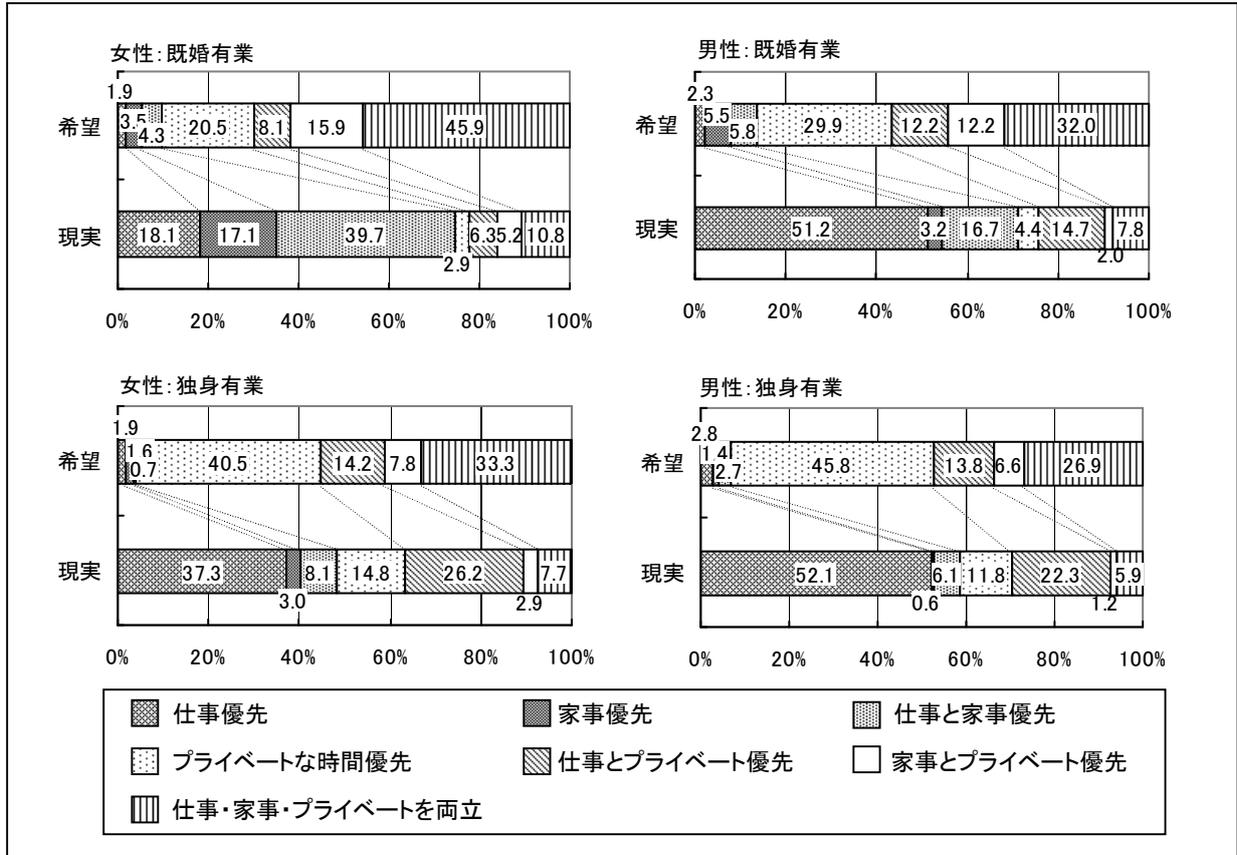
用語解説

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。
「平成19年7月 男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会 基本的方向報告」より

表5

属性別ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



平成19年度 男女共同参画白書

施策（28）

就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進

働く意欲のある者への働きやすい環境づくりの支援と育児や介護等により離職していた者への再就職のための情報提供等を進めます。

施策（29）

あらゆる分野における働き方への支援

働き方の多様化が進む中、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、適正な労働条件が確保されるよう事業所等への啓発に努めていきます。

施策（30）

職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実

社会の様々な分野で男女が個性と能力を最大限に発揮し、力を発揮し、行動していけるよう各種講座を開くとともに、出産・育児後等の女性の職業能力向上を支援します。

施策（31）

就業相談等の充実

多様な働き方の進展に対応し、各種就労情報を提供するとともに、相談業務の充実に図っていきます。

個別課題2

男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において女性が、母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女の長時間労働、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメント*の防止にも努めていきます。

施策（32）

働く場における男女共同参画の推進

働く場においては、男女の格差の解消を図るとともに、性別による不利益を被らないような職場環境を整備するための支援をします。

施策（33）

働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実

事業所等に対し、働く女性の妊娠・出産・育児等における適切な健康管理が行われ、母性の保護と子の最善の利益が尊重されるよう制度の充実に働きかけていきます。

用語解説

セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。

施策（34）

働く場における男女の労働条件の向上

働く場において、男女が長時間労働や過剰なストレスから解放され、ゆとりのもてる職場づくりや労働条件の向上に努めます。

施策（35）

働く場における労働環境の整備

男女が長時間労働やストレス等から解放され、適切な健康管理が行なわれるとともに異性へのセクシュアル・ハラスメントや暴力のない快適で安心して働くことのできる職場をつくりまします。

施策（36）

労働相談の充実

働き方が多様化し、仕事の悩みや不安、ストレスなどの相談内容も多様化していることに伴い、労働に関する相談内容の充実を図っていきます。

個別課題3

男女が共に働き続けるための社会環境の整備

少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女が職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送ることが大切です。そのため、仕事と家庭の両立に関する意識啓発を推進していくとともに、男女共に育児休業制度、介護看護休業制度を積極的に利用できるよう事業所等に対する啓発活動に取り組んでいかなければなりません。

施策（37）

仕事と子育て・介護の両立支援

職業生活と子育てや介護の家庭生活とのバランスが図れるよう、仕事と子育て、介護の両立に向けた意識啓発、各種休業制度の周知、啓発に努めます。

施策（38）

多様な働き方への支援

ワーク・ライフ・バランスの図られた多様な働き方への支援がなされるよう努めています。

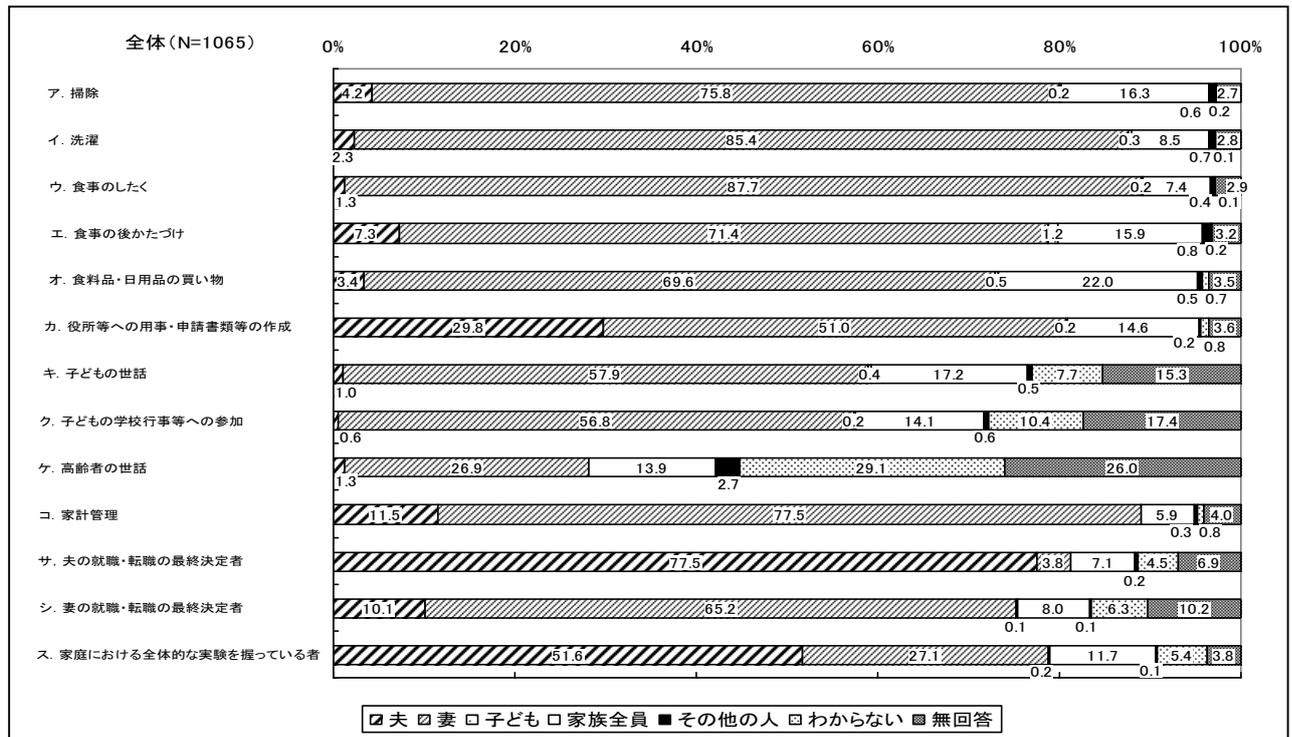
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

男女共同参画社会では、男女が対等な構成員としてお互いの人格を認め合い、家族どうしの協力の下、社会的に自立していることが大切です。しかし、現実には性別にとらわれ、女性の経済的な自立、男性の生活的な自立などが阻害されている面があります。このため、家族一人一人が家庭尊重の精神に基づき、相互の理解と協力の下、多様な生き方を自ら選択でき、能力と適性を認め合う家庭をつくるのが大切です。

また、高齢者や障害者の自立を支える家族の協力と社会的制度の充実を図っていく必要があります。

表6

家庭生活での夫婦の役割分担



市川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成17年度)

個別課題 1

生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれなくて、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会づくりを目指すことが大切です。また、高齢者や障害者の自立を支える福祉施策の充実や男女の自立のための学習機会の提供を図っていく必要があります。

施策（39）

男女共同参画による家庭の確立

男女が生き生きと安心して暮らせる家庭をつくるため、相互の理解の下、家事・育児・介護等を協力し合い、支援し合う家庭づくりを進めていきます。

施策（40）

専業主婦への家族の協力

専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、円滑な家庭生活を送れるよう支援をしていきます。

施策（41）

家庭責任を果たすための学習機会の提供

男性も積極的に家事・育児・介護に参加し、生活的自立を図るための学習機会を提供します。

施策（42）

自立を支える福祉の充実

生活の場である地域の福祉施策を充実させていきます。また、福祉活動に対して男女が共に支えあっていけるようボランティアの養成を図っていきます。

施策（43）

男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

男女が共に平等に参画する社会では、すべての人がいつでも安心して暮らせる街づくりが必要です。このため、子どもや高齢者、障害者など社会的に不利を受けやすい人達も安心して暮らせる街づくりを進めていきます。

個別課題2

男女で担う子育ての環境づくり

男女が必要に応じて適切に役割分担しつつ協力しあって、ゆとりのある安心した子育てをしていくためには、保育園、保育クラブなどの保育施設の整備と内容の充実が不可欠です。また、核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないよう必要な情報の提供や支援体制の充実を図っていく必要があります。

施策（44）

保育施設等の整備、保育内容の充実

男女が協力しあい、安心して子育てができるよう保育施設の整備を図るとともに、保育園、保育クラブ、ファミリー・サポート事業*の充実や病中、病後時の緊急保育の体制づくりを進めていきます。

施策（45）

子育てに関する情報提供と相談体制の充実

核家族家庭や共働きの家庭が安心して子育てできるよう子育てに関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。

施策（46）

児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

児童虐待の発生を防ぐための親への精神的サポートや子どもの命や幸福に生きる権利を尊重する意識づくりを図るとともに、関係機関のネットワークによる対応の強化や相談体制の充実を図ります。

用語解説

ファミリー・サポート事業(ファミリー・サポート・センター)

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や病気の際など既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するための保育の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織。

個別課題3

障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせる社会を目指します。そのため、障害者自立支援法に基づく自立支援、地域生活支援の円滑な実施運営の他、母子・父子家庭などのひとり親家庭に対する就労支援や育児・介護等の日常生活支援などの実施により、これらの人が社会的弱者として差別されることのない社会づくりが大切です。

施策（47）

各種相談事業の拡充と情報提供

障害者やひとり親家庭等に対する様々な相談や情報提供の充実を図ります。

施策（48）

自立のための支援制度の促進

障害者やひとり親家庭等が、自立した生活を送れるよう各種支援の充実を図ります。

個別課題4

高齢者への福祉の充実・自立支援

65歳以上の高齢者の割合は、男性より女性が多く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性です。また、介護者・要介護者の割合も男性より女性が高いことから高齢者の問題は女性の問題でもあります。高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念に捕らわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう社会全体で支える必要があります。そのためには、家族や地域住民、行政、関係団体が協同して連携を図りながら地域福祉活動を充実・発展させ、福祉コミュニティの充実を図ることが大切です。

表7 市川市の階層別の人口と男女の割合

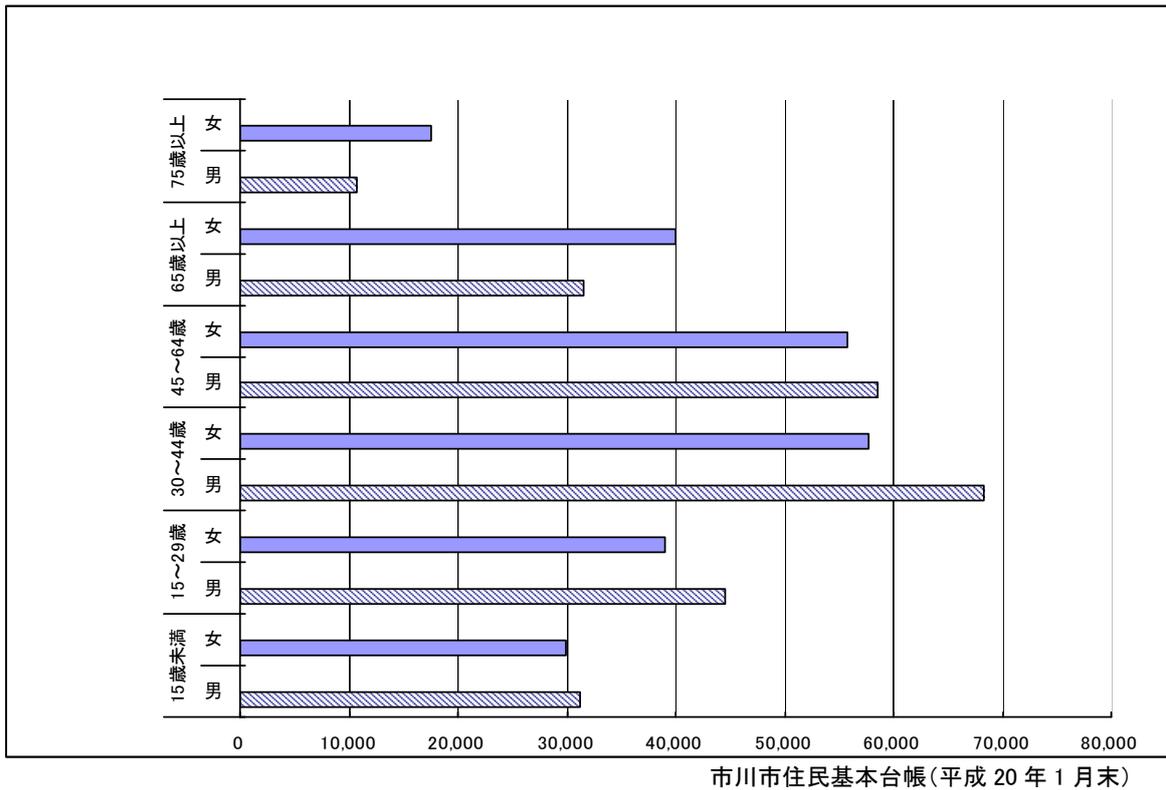
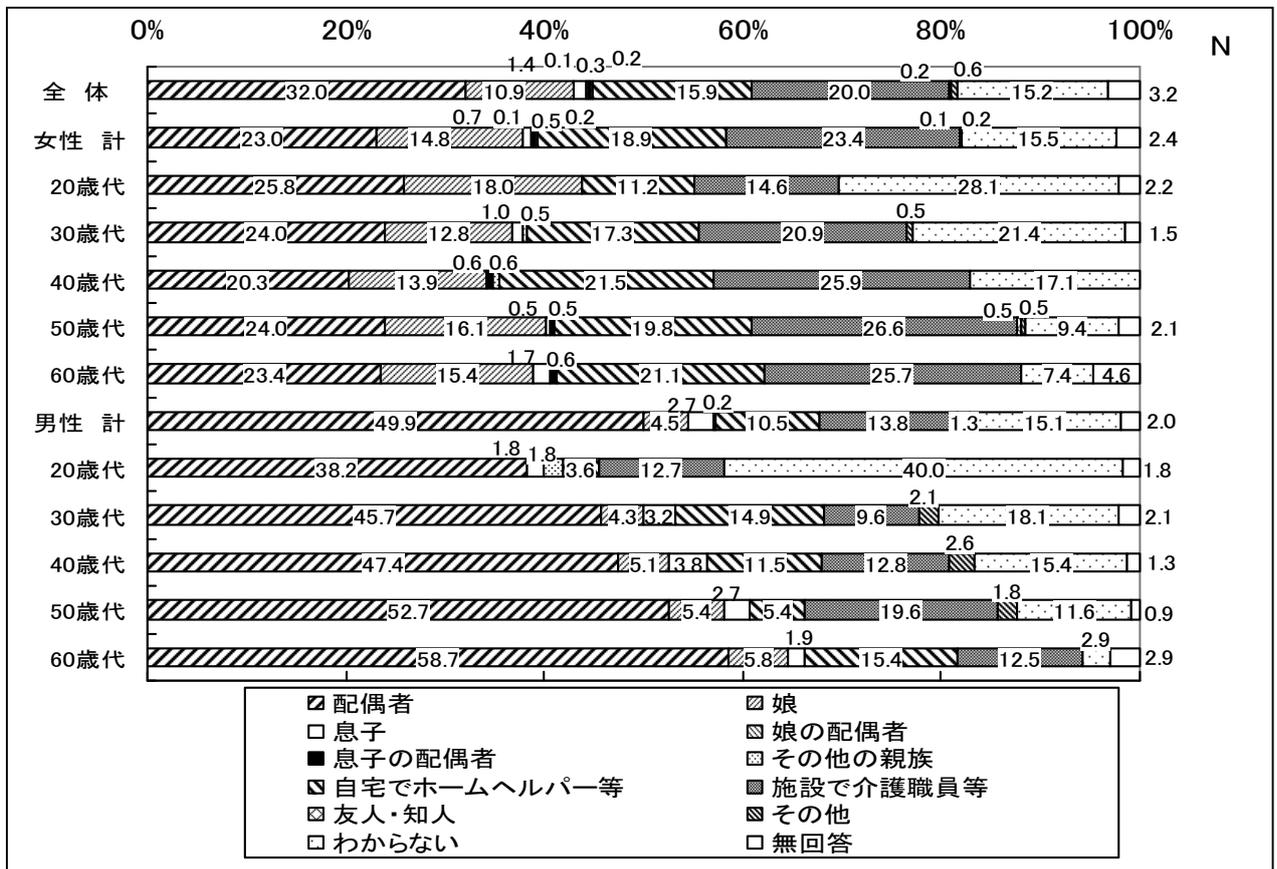


表8 介護してほしい人 (性年齢別)



市川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成17年度)

施策（４９）

社会参画の促進と生活支援

高齢者が地域社会において自立し、充実した生きがいのある生活が送れるよう、自治会や民生委員など地域と行政、関係団体等が連携して高齢者の能力活用、健康づくりや生活面からの支援をします。

施策（５０）

高齢者虐待を防ぐ環境づくり

高齢者の人権の尊重に努めるとともに、関係機関のネットワークにより、虐待防止を図っていきます。

施策（５１）

介護にかかわる人の育成と確保

高齢者の在宅介護などについては女性の負担が大きいのが現実です。介護保険制度の円滑な推進と地域で支えあう新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みである地域ケアシステムの活用による地域福祉活動の推進を図りながら、家族・地域・行政・関係団体等が協力・連携しながら介護していくことが大切です。

家族の介護への協力体制やスキルアップを図るため、介護研修会等の実施を推進するとともに地域とのつながりを強化することにより、地域コミュニティの充実を図りながら地域全体で高齢者を支えるシステムづくりを推進します。

施策（５２）

施設の基盤整備と内容の充実

在宅介護支援施設及び特別養護老人ホーム、老人保健施設、リハビリテーション施設等の施設整備と内容の充実を図り、介護者や要介護高齢者が安心して生活することができる環境を整えます。

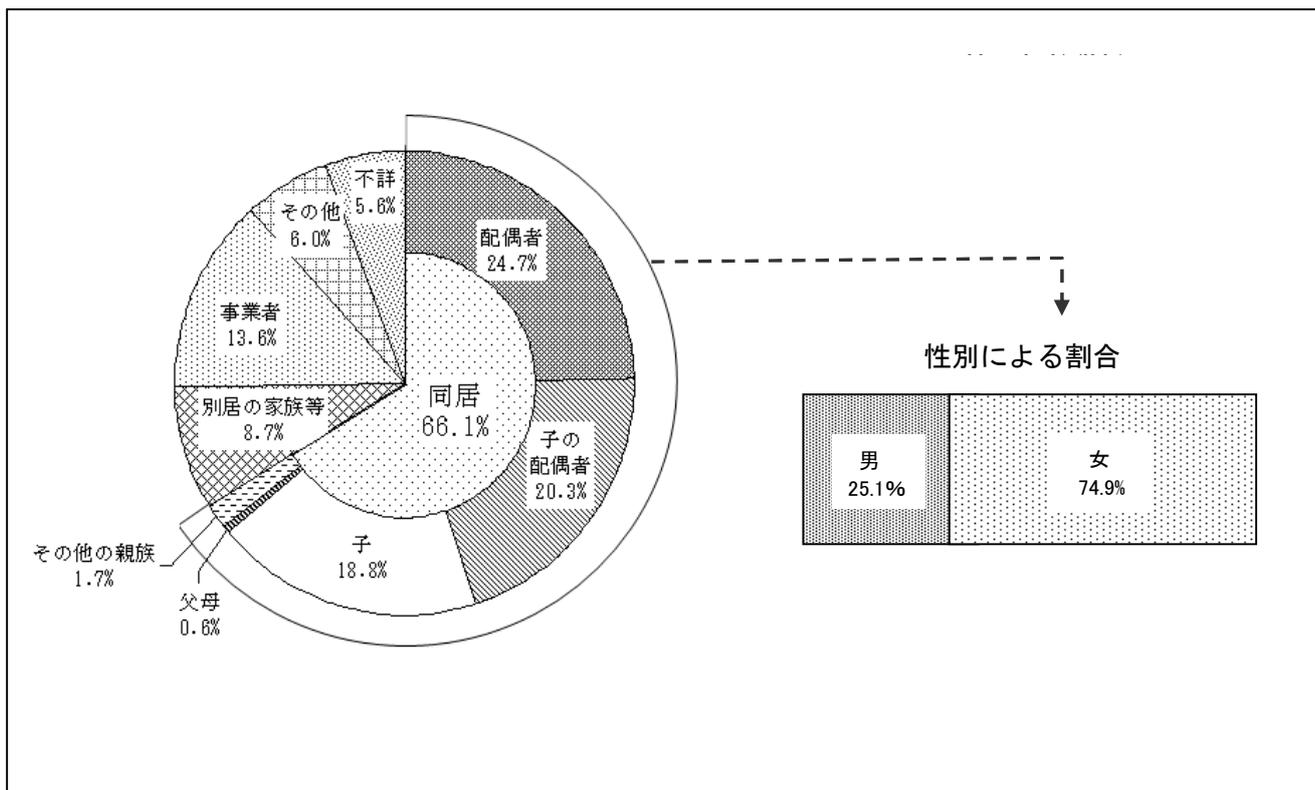
施策（５３）

介護予防への取組の強化

高齢化の進展に伴い、軽度の支援や介護の必要となる、又は必要となる恐れのある高齢者の身体機能を改善させ、また要介護状態を進行させないため、介護保険事業における介護予防事業の強化を図ります。

表9

要介護者からみた主な介護者の続柄



厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成16年)

個別課題5

自立を支援する総合相談事業の推進

高度に情報化が進展し、社会が複雑化するとともに、人々の価値観が多様化している現代においては、男女が共に社会に参画し、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。このため複雑化する社会の中で仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図る必要があります。

施策(54)

相談事業の充実

男女の様々な悩みや現代社会のストレスなどに対応するため、総合的な相談窓口の充実を図ります。

施策（55）

相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

相談事業に携わる者がどのような人にも平等に親切に対応できるよう関係情報を提供したり、研修に努めるとともに、民間の相談関係者に対しても研修を要請していきます。

主要課題5 生涯を通じた健康支援

女性も男性も、各人が互いに身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対し思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成において不可欠なことです。そのため、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。特に女性は妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女が留意する必要があります。

一方、男性においても近年、過労死や更年期が指摘されるとともに、中高年に多い自殺の背景として、うつ病などのストレス病が増加傾向にあることや生活習慣病、メタボリックシンドローム*への予防にも適切な対応をしていく必要があります。

また、若者においても、HIV・エイズ*等の感染の増加や、人工妊娠中絶、薬物乱用などが、社会問題となっており、男女共、生涯を通じて健康を支援していくための施策を推進していく必要があります。

用語解説

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

HIV(human immunodeficiency virus)

ヒト免疫不全ウイルス。このウイルスに感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊され、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすい状態となる。

エイズ(acquired immunodeficiency syndrome AIDS)

後天性免疫不全症候群。HIVに感染し、上記の感染症や悪性腫瘍が発病した状態。

個別課題 1

生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性の健康保持のための避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科疾患、更年期障害等について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じて適切な健康管理を行なっていく必要があります。また、男性についても過労死や更年期などとともに、うつ病などのストレス病の増加や生活習慣病、メタボリックシンドロームなどが、健康管理の上で重大な問題となっており、日常生活における予防措置を高めていく必要があります。

施策（56）

生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

男女がその健康状態に応じて、相互の理解のもとで適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育、相談体制の充実を図ります。

施策（57）

医療関係者への意識の浸透と研修の要請

生涯を通じた健康保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要です。医療関係者への性差に基づく医学の知識の普及と研修の要請を図っていきます。

個別課題 2

生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が健康状態について適切に自己管理できるよう健康診断の受診、健康教育や学習機会の拡大に努めます。

施策（58）

健康教育の充実と相談支援

生涯を通じ、男女が自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校、地域、家庭において推進します。

施策（５９）

妊娠・出産期における健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であることから、母性が尊重され、安心して安全に子どもを産むことができるように健康支援に努めます。また不妊に悩む男女に対しても支援を図っていきます。

施策（６０）

思春期・成人期・高齢期における健康支援

生涯を健康で暮らせるよう、思春期における男女の心身の健全な発達、性感染症やＨＩＶ・エイズの感染予防、成人期における女性の妊娠・出産や中高年期の男女の肥満やストレス病対策、更年期障害及び高齢期における体力、筋力の低下などライフサイクルに応じた心身の健康と体力づくりを推進します。又、そのための知識、技術、情報の提供をするとともに、相談体制の充実を図ります。

施策（６１）

女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

女性が罹患する子宮がん、乳がんや女性に多い骨粗しょう症等に対する予防対策を推進していきます。

個別課題３

心身の健康づくり体制の充実

男女とも、各々の生活環境や年代に応じて発症する身体的問題のみならず心の悩みも含め安心して相談できる体制の整備に努める必要があります。

施策（６２）

健康増進施設の充実

男女の心身に対する健康づくりのために、健康増進施設を充実させ、手軽に利用できるようにします。

施策（63）

医療関係機関との連携強化

女性のライフサイクルは男性とは大きく異なることから、女性の生涯にわたる心身の健康を維持するために、保健・医療・福祉のネットワークづくりを進めるとともに、日常生活の中で、安心して受けられる医療等についての情報を提供できる体制整備を図ります。

一方、男性においても過労死や更年期及び中高年のストレス病や生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防等において、心身の健康保持のため医療機関との連携の強化を図ります。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、女性を支配し、従属的な状況に追い込むものです。男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」を掲げており、また、市川市男女共同参画社会基本条例においても「男女が性別により差別されることなくその人権が尊重される社会」、「あらゆる暴力が根絶された社会」を基本理念に掲げています。女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けて努力を続けていかなければなりません。

一方、本市が平成17年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」からは、女性から男性への暴力も報告されております。これら男女間のパートナーからの暴力は潜在化しがちで個人的問題として矮小化されることもあります。しかし、この問題は、多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の性別に基づく役割意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として認識し、対処していかなければなりません。

個別課題 1

暴力を許さない社会の基盤づくり

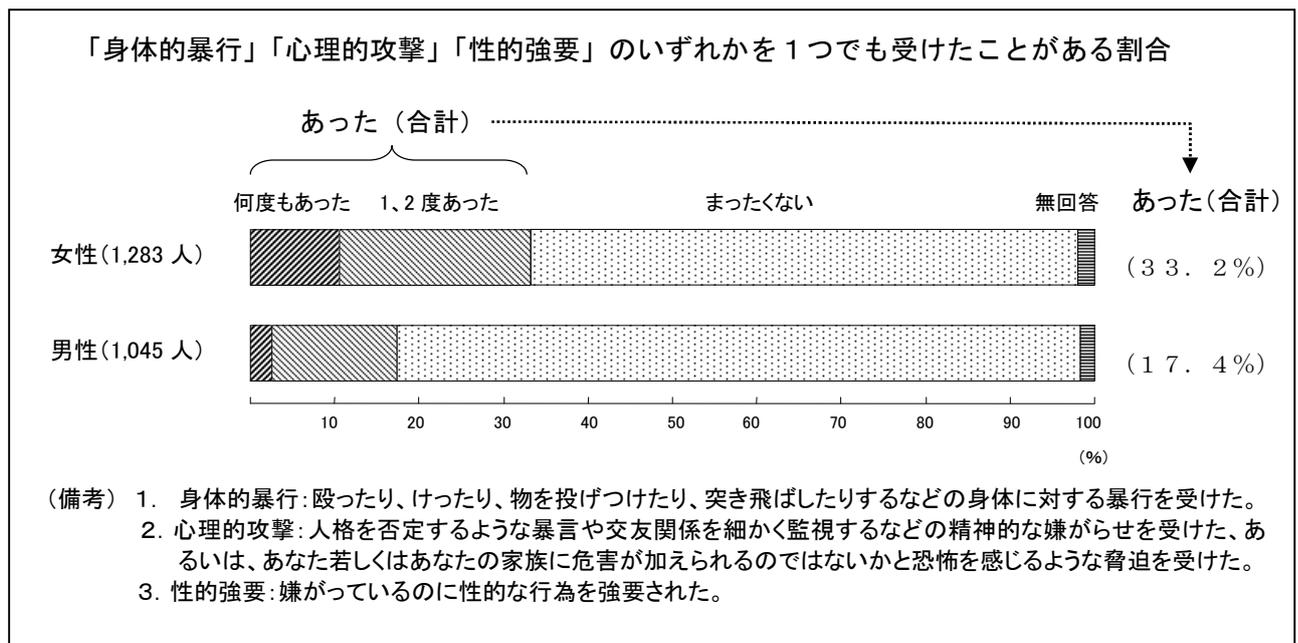
暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の広報広聴活動を推進していきます。

また、被害者の心身回復に配慮し、相談しやすい環境を整備します。

さらに、成人女性や少女が人間の尊厳を無視されるような性的暴力や買売春等の被害者にならないよう環境整備に努めていきます。

表10

配偶者からの被害経験



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)

施策（６４）

あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

地域の中での暴力を根絶させるために、男女にかかわらずパートナーからの暴力（DV）は犯罪であるということに気づき、認識を広める講座の開設や広報活動に努めるとともに、DV防止・被害者保護のための基本的な計画を作成します。

セクシュアル・ハラスメントについては、男性と女性の認識の差が大きいため、企業や学校などにおいて、意識啓発のための研修や学習機会を充実させます。

施策（６５）

性の商品化の根絶

性的側面のみを強調した表現や、性的な暴力表現など、人権侵害と性犯罪に結びつく可能性がある性の商品化を根絶するため、啓発活動を積極的に推進していきます。

施策（６６）

暴力に関する調査・研究

パートナー等男女間における暴力、児童虐待等について、的確な施策を実施し、問題意識を高めるためにも、定期的な実態把握など調査・研究に努めます。

個別課題２

被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になってきます。そのため被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、相談窓口にかかわる一人一人が、被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供と関係機関との密接な連携を図っていくことが大切です。

また、DV被害の解消には、加害者の更生が不可欠であり、加害者に対しては更生のための支援策、体制整備について国や県などと連携した対応を進めます。

施策（６７）

相談体制の充実

相談窓口を明確にし、広報などで広く周知させ、相談窓口を訪れる相談者に対し、的確な状況判断と迅速な支援ができるよう体制の充実を図ります。また、相談員間のネットワークや研修体制を充実させ、多面的に対応が出来るよう努めます。

施策（６８）

自立支援と更生支援

暴力を受けた女性たちが、社会的、経済的、精神的に自立して生活できるよう支援します。必要に応じて、関係機関とも連携して、医学的、心理学的その他の必要な支援が受けられるよう努めます。また、加害者更生のための支援策、体制整備について国、県と連携した対応を進めます。

施策（６９）

関係機関の連携とネットワーク体制の確立

県との連携や市の関係機関、警察、健康福祉センター等との連携によるネットワーク体制の充実を図ります。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

近年、政治、経済、文化等あらゆる分野で情報化、グローバル化*が進展し、国際社会の動向が直接・間接に国や自治体に影響を及ぼしています。こうした中、わが国の男女共同参画社会への実現に向けた取組も国際社会における取組と密接な関係を有するようになってきました。

市川市は、2003（平成15）年にアジア地域のWHO（世界保健機関）健康都市連合の設立メンバーとして認証され、WHOの精神に基づいた身体の健康のみならず、街の健康、社会の健康をも目指す自治体として、「健康都市宣言」を行いました。本市は、WHOの健康都市を目指し、国内はもとより世界の都市とも連携し、協調して各種施策に取り組んでいます。

又、1998（平成10）年に、いちかわ国際化施策推進プランを策定し、「国際化に対応した市民意識の醸成と人材育成」、「ともに生きる開かれた地域社会の形成」、「多彩な交流事業と国際協力の推進」を3つの大きな目標として、市民間の交流も盛んに行われています。

21世紀の国際社会を担う、首都圏の中核的都市である本市は、こうした活動を通じ、さらに、男女共同参画社会の形成を目指した国際的協調を進めていくことが大切です。

個別課題1

国際的な協調と相互協力の推進

WHO健康都市を目指す世界の国々や都市との交流を深め、情報提供、人物交流を図る等、相互協力を積極的に進めます。又、男女共同参画を進める諸外国との交流や相互協力も進めます。

施策（70）

国際理解と国際協力

WHO健康都市を目指して取り組んでいる諸施策への理解と交流を深め、健康都市づくりの国際貢献を積極的に進めます。

用語解説

グローバル化

地域や国家などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程。

施策（71）

国際交流の推進と民間団体の活動支援

国際交流を推進するためには、国際理解、交流活動の意義を広く普及させる必要があります。

姉妹・友好都市をはじめとする諸外国との交流活動への参画、民間団体への活動支援を通して、幅広い交流活動を促進します。

個別課題2

在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

国籍・文化・慣習・宗教などの違いを超えて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備の充実を図ります。

施策（72）

相互理解のための交流活動の推進

在住外国人の生活や文化を知り、互いの国における慣習や生活様式について理解を深めることが必要です。このため、在住外国人との男女共同参画を推進する活動を含め、様々な交流事業等、地域社会との交流機会を積極的に提供します。

施策（73）

情報提供と相談体制の確立

在住外国人が誤解や不安を抱くことなく、安心して快適に暮らせるようにすることが必要です。このため、ことばや生活習慣などから生じる各種のトラブルに対応し、生活情報を的確に提供する体制を整えます。また、外国語で相談できる窓口の充実を図ります。

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

2007（平成19）年4月に施行された市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、本計画における施策の実施状況及び施策の成果についての年次報告を作成し、同条例により設置された「市川市男女共同参画推進審議会」に報告するとともに、市川市ホームページ等を通じて内容を公表していきます。

このため、実施計画を作成し、庁内の推進体制を整備してその実現に向けた積極的な働きかけを行うなど、本計画を実効性あるものとします。

個別課題1 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、推進体制の整備・充実を図ることが必要です。そのため、実施計画を作成し、庁内における推進体制を整備し、計画を具体化していくために、庁内各課へ積極的な働きかけを行っていく必要があります。

施策（74）

庁内推進体制の充実と組織の強化

庁内推進体制の充実を図るとともに、「市川市男女共同参画推進審議会」との連携を図り、計画の効果的な推進を図っていきます。

施策（75）

市民との連携

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけではなし得ることができません。そのため市民が積極的に施策に参画できる体制を進めていきます。

施策（76）

国・県・関係機関等との連携

男女共同参画施策は多岐の分野にわたっており、労働や社会保障などのように国・県の政策や制度に基づくものも多いため、国や県とも相互の連携・協力を図っていきます。

個別課題 2

計画の進行管理の充実

本計画に基づいた実施計画を策定し、具体的な施策についての推進状況を把握すると同時に、必要に応じて実施計画の内容を点検し、修正、補完を行うことが大切です。

また、施策の内容については、その評価方法の研究を行っていくなど、推進体制の充実に努める必要があります。

施策（77）

施策の推進状況の把握

本計画の実施状況及び実施計画記載の施策をまとめた年次報告をホームページ等で公表し、情報提供していくとともに、市民からの意見を取り入れていきます。

施策（78）

施策の点検と評価の研究

各施策の進捗にあわせて実施計画を点検し、必要に応じて修正、補完を行い、常に的確な進行管理が行えるよう努めていきます。また、各施策評価を公表するとともに、それらの方法について研究を進めます。

資料

**「市川市男女共同参画基本計画」の見直しに関する
諮問に係る基本的な考え方について(答申)**

平成20年 6月 5日

市川市男女共同参画推進審議会

「市川市男女共同参画基本計画」の見直しに関する

諮問に係る基本的な考え方について(答申)

1. はじめに

この答申書は、市川市男女共同参画推進審議会に対し、平成19年7月24日付け市川第20070718-0021号をもって市川市長より諮問された、「市川市男女共同参画基本計画」の見直しについて審議した結果をまとめたものです。

市川市が平成17年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女平等に関する意識について、家庭生活や職場、政治、社会通念・習慣・しきたり等の分野で男性の方が優遇されていると感じている割合が6割以上を占めています。様々な場において、いまだに多くの人が男女平等となっていないと感じていることが伺えます。

こうした状況を踏まえ、社会環境にも対応しつつ市が市民・事業者と協働し、男女共同参画社会の実現を目指すため、一層の取り組みを総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

2. 計画の見直しと背景

市川市は、1988(昭和63)年に「男女平等社会への市川市行動計画」を策定し、1995(平成7)年には社会情勢の変化に伴い、「男女共同参画型社会への市川市行動計画」を策定しました。

1999(平成11)年「男女共同参画社会基本法」の制定により、2002(平成14)年に同法に基づく法定計画として、市民参画の手法を取り入れ「市川市男女共同参画基本計画」が策定され、「市川市男女平等基本条例」も制定されました。

2006(平成18)年に同条例の一部の表現に社会的性別(ジェンダー)の中で男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられる性別まで否定しているともとれる条文があったこと等から、同条例を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」が制定されました。

このため新たな条例である「市川市男女共同参画社会基本条例」に基づき「市川市男女共同参画基本計画」の見直しが必要となりました。

3. 見直しにあたっての基本的視点

答申にあたって本審議会は、「男女共同参画基本法」及び国の「男女共同参画基本計画（第2次）」並びに「千葉県男女共同参画計画（第2次）」との整合を図ることとしました。

また、同計画の見直しについては、諮問内容を遵守し基本的な構成は維持しつつ、諮問事項である新しく施行された条例の趣旨と合致させること。また、計画期間が平成37（2025）年までの長期間であるため、記載内容や表現について普遍的かつ簡潔にすることを主眼に審議しました。

4. 見直しにあたっての留意事項

○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

本市の政策や方針を決定する際に提言などを行なう審議会における女性委員の登用は、平成19年現在、37.7%と「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に規定する平成20年までの目標値の40%に近づいているものの、委員選任にあたり専門分野や各種団体の代表者に女性が少ないことから、今後、さらに増加させるための環境整備を進めていく必要があります。

また、地域の役員や市役所の管理職などにおいても女性の登用は十分とは言えない状況であるため、さらなる政策・方針決定過程への女性参画に取り組む必要があります。

○男女共同参画の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるように配慮する必要があります。男女が互いに尊重し、家庭や職場・地域等において、責任も分かち合いながら、その個性と能力が最大限に発揮できる社会を目指すことが大切です。

○男女が、仕事や家事・育児・介護等の家庭生活、地域生活において積極的に参画できるシステムづくりへの啓発

男女が長時間労働や過剰なストレスから解放され、お互いを尊重しながら仕事や家庭生活・地域活動等のバランスを図り、生き生きと暮らしていくことができるよう啓発や支援を進める必要があります。男女が互いに協力して適切に役割分担しながら安心して育児や介護等ができる環境づくりが求められています。

○あらゆる暴力の根絶

平成20年1月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正が施行されました。被害者の保護の拡充や市町村の配偶者暴力に関する基本計画策定の努力義務等が追加されています。配偶者への暴力は、重大な人権侵害であり犯罪であります。このような被害者への支援の強化や加害者への更生に関する支援が求められます。

市川市男女共同参画推進審議会委員

委員氏名	役 職 分 野	委員氏名	役 職 分 野
山岸 裕子	○ 会 長 ・ 学識者	田上 充元	○ 委 員 ・ 福 祉
堀 千鶴子	○ 副会長 ・ 学識者	千坂 行雄	○ 委 員 ・ 教 育
岩内 紀子	○ 委 員 ・ 労 働	千坂 洋三郎	○ 委 員 ・ 労 働
大垣 裕弘	○ 委 員 ・ 労 働	長谷川 勝	○ 委 員 ・ 医 療
小向 克彦	○ 委 員 ・ 学識者	早川 由美	○ 委 員 ・ 市民公募
佐伯 陽子	○ 委 員 ・ 保 健	宮内 清則	○ 委 員 ・ 労 働
陶山 嘉代	○ 委 員 ・ 弁護士	山本 亜紀子	○ 委 員 ・ 市民公募
曾我部 玲子	○ 委 員 ・ 市民公募		

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	国	千葉県	市川市
1975 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議（メキシコ） ・世界行動計画採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・総理府婦人問題担当室開設 		
1976 (昭 51)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人の 10 年 	<ul style="list-style-type: none"> ・「戸籍法」改正 		
1977 (昭 52)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置 	
1978 (昭 53)			<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年課」を「青少年婦人科」に改組し婦人班を設置 	
1979 (昭 54)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・各支庁に婦人問題担当窓口を設置 	
1980 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人の 10 年中間年世界会議（コペンハーゲン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」に署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊 	
1981 (昭 56)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館解説 	
1982 (昭 57)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題推進のつどい」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部婦人担当室設置 ・勤労福祉センター内に婦人フロア（婦人ホーム）オープン
1983 (昭 58)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」、「戸籍法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「市川市婦人問題協議会条例」制定 ・啓発紙「いぶき」創刊
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の 10 年最終年世界会議（ナイロビ） ・「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・「千葉県婦人問題懇話会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人行動計画」策定に着手
1986 (昭 61)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人フォーラム」県大会開催 ・「千葉県婦人計画」策定 ・「婦人の海外派遣（婦人のつばさ）」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市婦人問題協議会委員委託 ・「男女平等社会への市川市行動計画案」を同協議会に諮問
1987 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 		

年	世界	国	千葉県	市川市
1988 (昭 63)			・「国際婦人フォーラム」開催	・「男女平等社会への市川市行動計画」決定
1989 (平 1)			・「婦人問題に関する意識調査」実施	・婦人開館（仮）着工
1990 (平 2)	・ナイロビ将来戦略のペースを早めるために「第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が国連経済社会理事会で採択		・「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置	・婦人担当室を女性担当室に改称
1991 (平 3)		・「新国内行動計画第 1 次改訂」 ・「育児休業法」成立	・「さわやかちば女性プラン」策定	・婦人会館（仮）竣工女性センターとしてオープン
1992 (平 4)		・内閣官房長官を婦人問題担当大臣に任命	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	・婦人会館（仮）竣工女性センターとしてオープン
1993 (平 5)			・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発行 ・「女性会館（仮称）開設準備委員会」設置 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施	・「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」施行
1994 (平 6)		・総理府に「男女共同参画室」新設 ・「男女共同参画審議会」設置		
1995 (平 7)	・第 4 回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「ILO156 号条約」批准 ・「育児介護休業法」成立	・第 4 回世界女性会議（NGO フォーラム）派遣事業実施	・「男女平等社会への市川市行動計画」改訂 ・女性担当室を女性政策課に改称、同時に女性センター内に移転
1996 (平 8)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進会議（えがりてネットワーク）」発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定	・第 4 次実施計画スタート
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正案可決・成立（一部を除き平成 11 年 4 月施行） ・セクシュアル・ハラスメントに対するガイド指針の公表		

年	世界	国	千葉県	市川市
1998 (平 10)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本法策定に向けての論点整理の公表 		<ul style="list-style-type: none"> 管理職に対する研修 セクシュアル・ハラスメント相談窓口を開設 職員意識調査実施 女性大学院開講
1999 (平 11)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「改正育児・介護休業法」の全面施行。 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> 第 5 次実施計画スタート 管理職に対する研修
2000 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連女性 2000 年会議開催（ニューヨーク）「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度スタート 「ストーカー規制法」成立 「児童虐待防止法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 「新・行動計画」策定に着手（職員ワーキング・グループ） 女性センター開館 10 周年記念イベント「ウイズ 10 の集い」開催
2001 (平 13)		<ul style="list-style-type: none"> 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」成立 	<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「市川市男女共同参画行動計画策定市民会議」による計画原案の策定 「市川市暴力被害母子等緊急一時保護等実施要綱」制定
2002 (平 14)			<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県女性サポートセンター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業推進優良事務所の表彰開始 「市川市男女共同参画基本計画」策定
2003 (平 15)				<ul style="list-style-type: none"> 「市川市男女平等基本条例」施行
2004 (平 16)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 	
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
2006 (平 18)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 「千葉県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 	
2007 (平 19)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「市川市男女平等基本条例」を廃止、「市川市男女共同参画社会基本条例」を新たに施行

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日
(国際連合第34回総会)

効力発生 1981年9月3日

日 本 国 1985年6月25日 批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重するこ

とが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第 1 部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に

対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第 4 部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が

対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

市川市男女共同参画社会基本条例

平成 18 年 12 月 20 日

条例第 53 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 7 条)

第 2 章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策(第 8 条－第 12 条)

第 3 章 市川市男女共同参画推進審議会(第 13 条)

第 4 章 補則(第 14 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける市川市を築くことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画社会」とは、男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合っ
て、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を最大限に発揮することができる社会をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会
- (3) 男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会
- (4) あらゆる暴力が根絶された社会

(実現すべき姿)

第 4 条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現のために、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族一人一人が家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性を大切にする家庭

- イ 家族が、生活設計の中で学習、仕事、家事、子育て、介護、地域活動等その時々に応じた多様な組み合わせの生き方を自ら選択することができる家庭
 - ウ 専業主婦を否定することなく、現実的に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭
 - エ 子を産むという女性のみにも与えられた母性を尊重するとともに、育児における父性と母性の役割を大切にし、心身共に健康で安心して暮らせる家庭
 - オ ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及びこれらの暴力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。)や虐待の存在しない家庭
- (2) 地域において実現すべき姿
- ア 男女がその特性をいかしつつ、平等に地域の活動に参画し、互いに協力していくことができる地域
 - イ 男女の積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される活力ある地域
- (3) 職場において実現すべき姿
- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、研修、昇進等について性別を理由とする差別のない職場
 - イ 男女が共に長時間労働、過剰なストレス等から解放され、家庭生活、地域活動等へのゆとりを持つことができる職場
 - ウ 男女が子育て又は介護のための休暇及び休業を積極的に取得できるようになることにより、仕事と家庭の両立ができる職場
 - エ 妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて、適切な健康管理が行われ、母性及び子の最善の利益が尊重される職場
 - オ セクシュアル・ハラスメント(異性に対して、その意思に反して行われる性的な言動をいう。)のない、快適で安心して働くことができる職場
 - カ 自営の商工業又は農林水産業において、女性の労働が正当に評価される職場
- (4) あらゆる教育の場において実現すべき姿
- ア 男女が互いにその特性を尊重しつつ、それぞれの人権を大切にする教育
 - イ 必要に応じて適切に名簿の作成が行われる等、区別と差別とが混同されることのない運営がなされる教育
 - ウ 男女別実施による運動種目の設定、男女別室での更衣等が行われる等、思春期の性別に配慮した教育

エ 心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育

オ 進路指導において、個人の能力や適性が尊重される教育

カ 社会生活に必要な家事、子育て、介護、ボランティア等の体験を重視した教育

キ 男女共同参画社会の正しいあり方について学び、実践する教育

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を市の施策の基本として、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画社会の実現のために自ら行動するとともに、市が行う男女共同参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共に家庭と仕事の両立を可能とするための職場環境を整備し、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

(年次報告等)

第9条 市長は、前条の基本的な計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策について調査研究をするとともに、この施策の成果について評価を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する事項について、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(広報活動等)

第10条 市は、市民及び事業者の理解を深めるよう、この条例の内容について周知するための広報活動をしなければならない。

2 市は、教育や男女平等に関する相談業務に携わる人を対象に、男女共同参画社会の実現を推進するための啓発を行わなければならない。

(市の人事管理等における公平の確保等に関する措置)

第 11 条 市は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を公平かつ適切に評価するとともに、性別による不利益が生じることのないよう努めなければならない。

(苦情処理)

第 12 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の実現の推進に関する施策又は男女共同参画社会の実現の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市川市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第 3 章 市川市男女共同参画推進審議会

第 13 条 本市に、男女共同参画社会の実現を推進するため、市川市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

3 審議会は、非常勤の委員 15 人で組織する。

4 委員は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある人のうちから市長が委嘱する。

5 市長は、委員を委嘱しようとするときは、その一部について公募を行うものとする。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、2 回を超えて再任されることができない。

8 審議会の事務は、総務部において処理する。

9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 補則

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市男女平等基本条例の廃止等)

2 市川市男女平等基本条例(平成 14 年条例第 33 号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に行われた前項の規定による廃止前の市川市男女平等基本条例(以下「旧条例」という。)に基づく措置がこの条例に違反していると認められるときは、市又は事業者は、速やかに、是正措置を講じなければならない。

(審議会に関する経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧条例第 16 条第 4 項の規定により委嘱された同条第 1 項に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日において、第 13 条第 4 項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、その者の旧条例第 16 条第 6 項の規定による任期からその者が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「男女平等推進審議会委員」を「男女共同参画推進審議会委員」に改める。

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成 3 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「市川市男女平等基本条例(平成 14 年条例第 33 号)第 15 条第 1 項」を「市川市男女共同参画社会基本条例(平成 18 年条例第 53 号)第 12 条第 1 項」に改める。

市川市男女共同参画基本計画（改定版）

平成 2 0 年 8 月

市川市 総務部 男女共同参画課

千葉県市川市市川 1 丁目 2 4 番 2 号

電話 0 4 7 - 3 2 2 - 6 7 0 0